

参照条文

設置根拠等

< 裁判所調査官 >

裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第57条 最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

< 家庭裁判所調査官 >

裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第61条の2 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

< 司法委員 >

民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

第279条

- 2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。
- 3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。
- 4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

< 参与員 >

家事審判法（昭和二十二年十二月六日法律第百五十二号）

第10条 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

- 2 参与員は、家庭裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家庭裁判所が各事件についてこれを指定する。
- 3 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

< 家事調停委員 >

家事審判法（昭和二十二年十二月六日法律第百五十二号）

第3条

- 2 調停は、家事審判官及び家事調停委員をもつて組織する調停委員会がこれを行う。前項ただし書の規定は、調停にこれを準用する。

第22条の2

- 2 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

< 民事調停委員 >

民事調停法（昭和二十六年六月九日法律第二百二十二号）

第8条

- 2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

権限等

< 裁判所調査官 >

裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第57条

- 2 裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。

< 家庭裁判所調査官 >

裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第61条の2

- 2 家庭裁判所調査官は、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停並びに同項第二号の審判に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌る。
- 3 最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。
- 4 家庭裁判所調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

少年法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十八号）

第7条 家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

- 2 家庭裁判所調査官は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

第9条の2 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家

庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、この限りでない。

第13条 同行状は、家庭裁判所調査官がこれを執行する。

第17条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。

一号 家庭裁判所調査官の観護に付すること。

第25条 家庭裁判所は、第二十四条第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。

第25条の2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。

第26条 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

少年審判規則（昭和二十三年十二月二十一日最高裁判所規則第三十三号）

第28条

2 家庭裁判所調査官は、裁判長の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない。

第30条 少年、保護者、付添人、家庭裁判所調査官、保護観察官、保護司、法務技官及び法務教官は、審判の席において、裁判長の許可を得て、意見を述べることができる。

家事審判規則（昭和二十二年十二月二十九日最高裁判所規則第十五号）

第7条の2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 前項の規定による報告には、意見をつけることができる。

第7条の3 事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない。

第7条の4 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

< 司法委員 >

民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第九号）

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができる。

民事訴訟規則（平成八年十二月十七日最高裁判所規則第五号）

第172条 裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に対し直接に問いを発することを許すことができる。

< 参与員・家事調停委員 >

家事審判法（昭和二十二年十二月六日法律第五十二号）

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

3 家庭裁判所は、当事者の申立があるときは、前項後段の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

第4条 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び参与員に、裁判所書記官に関するものは、家庭裁判所の裁判所書記官にこれを準用する。

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会で調停に関するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。

第23条 婚姻又は養子縁組の無効又は取消しに関する事件の調停委員会の調停において、当事者間に合意が成立し無効又は取消しの原因の有無について争いがない場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、婚姻又は縁組の無効又は取消しに関し、当該合意に相当する審判をすることができる。

第24条 家庭裁判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができる。この審判においては、金銭の支払その他財産上の給付を命ずることができる。

< 民事調停委員 >

民事調停法（昭和二十六年六月九日法律第二百二十二号）

第8条 民事調停委員は、調停委員会で調停に関するほか、裁判所の命を受けて、

他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

秘密保持

< 裁判所調査官・家庭裁判所調査官・司法委員 >

裁判所職員臨時措置法により準用される

国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

第109条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

十二号 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

< 参与員・家事調停委員 >

家事審判法（昭和二十二年十二月六日法律第五百五十二号）

第30条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

2 参与員又は参与員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又は参与員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第31条 参与員、家事調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

< 民事調停委員 >

民事調停法（昭和二十六年六月九日法律第二百二十二号）

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万

円以下の罰金に処する。

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

評議の秘密

< 評議の秘密 >

裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第75条 合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

2 評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。